

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

令和 6 年度

大津地方裁判所事務分配等規程

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

令和6年 1月 1日 施行

令和6年 1月16日 施行

令和6年 3月25日 施行

令和6年 4月 1日 施行

大津地方裁判所

令和6年度大津地方裁判所事務分配等規程

大津地方裁判所

令和6年度大津地方裁判所及び管内簡易裁判所の裁判官の配置、事務分配、代理順序及び開廷の日割について、次のとおり定める。

第1 本庁

1 裁判官の配置

- (1) 本庁の裁判官の配置を別紙第1のとおり定める。
- (2) 2(3)カの令状事務については、(1)により配置された裁判官のほか、彦根支部及び長浜支部の裁判官を充てる。

2 事務の分配

- (1) 民事事件は、次のとおり分配する。

ア 民事法定合議事件（別に定めのある事件を除く。）並びに一人制事件として分配された民事事件で裁判所法第26条第2項第1号の決定（以下「合議決定」という。）があったもの、行政訴訟事件、地方自治法第242条の3第2項の規定に基づく訴訟事件、人身保護事件及び会社更生事件は民事部合議制に分配する。

イ 次の事件は、次のとおり、民事部一人制に所属する裁判官に順次分配する。

(ア) 民事通常訴訟事件、手形訴訟事件及び小切手訴訟事件、再審事件（合議体で取り扱うこととされる事件を除く。）、保全異議申立て事件並びに保全取消申立て事件

裁判官 池田聰介

裁判官 島田正人

裁判官 脇田奈央

裁判官 田野倉真也

(イ) 倒産事件（破産事件、民事再生事件及び特別清算事件）

裁判官 池田聰介

裁判官 脇田奈央

裁判官 高橋唯

(イ) 簡易確定事件

裁判官 脇田奈央

(エ) 民事、商事及び借地各非訟事件(特別清算事件及び過料事件を除く。)

裁判官 島田正人

裁判官 田野倉真也

(オ) 過料事件

裁判官 池田聰介

裁判官 島田正人

裁判官 脇田奈央

裁判官 田野倉真也

(カ) 仮差押え事件及び仮処分事件

裁判官 池田聰介

裁判官 島田正人

裁判官 脇田奈央

裁判官 田野倉真也

裁判官 高橋唯

裁判官 中村隼太

(キ) 民事執行事件

裁判官 池田聰介

裁判官 島田正人

裁判官 脇田奈央

裁判官 田野倉真也

裁判官 高橋 唯

裁判官 中村 隼太

(ク) 訴え提起前の証拠保全事件

裁判官 高橋 唯

裁判官 中村 隼太

(ケ) 訴え提起前の証拠収集処分事件

裁判官 高橋 唯

裁判官 中村 隼太

(コ) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく保護命令申立て事件

裁判官 池田 聰介

裁判官 島田 正人

裁判官 脇田 奈央

裁判官 田野倉 真也

(サ) 労働審判事件

裁判官 池田 聰介

裁判官 島田 正人

裁判官 脇田 奈央

裁判官 田野倉 真也

(シ) 調停事件

a 訴訟事件を調停に付す場合

当該訴訟事件を担当する裁判官

b その他の調停事件

裁判官 池田 聰介

(ス) 手形判決及び小切手判決に対する異議申立てによる通常訴訟事件は、
当該判決をした裁判官に分配し、直後に受け付けた新件で調整する。

(セ) 労働審判事件から移行した通常訴訟事件は、(ア)に定めた裁判官（労働審判事件を担当した裁判官を除く。）に順次分配し、直後に受け付けた新件で調整する。

(ソ) その他の民事事件

裁判官 高 橋 唯

裁判官 中 村 隼 太

ただし、強制執行停止申立て事件は、当該本案事件の分配を受けた裁判官が処理する。

ウ 次の場合の合議決定は、民事部合議制に所属する裁判官で構成する合議体において行う。

(ア) 一人制事件として分配された事件について、合議決定をすべき場合

(イ) 支部に係属する一人制事件について、担当裁判官から合議体で審理及び裁判をするのが相当である旨の申出があった場合

(2) 民事部の裁判官に対する裁判事務の分配は、当該部の裁判官の申合せにより定める。

(3) 刑事事件及び医療観察事件は、次のとおり分配する。

ア 刑事法定合議事件及び一人制事件として分配された刑事事件で合議決定があったものは、刑事部合議制に所属する裁判官で構成する合議体に分配する。

イ 一人制の公判請求事件は、刑事部一人制に所属する裁判官に分配する。

ウ 再審請求事件は、合議事件については刑事部合議制に分配し、一人制事件については刑事部一人制に所属する裁判官に分配する。

エ 公判請求事件に係る第1回公判期日前の被告人の身柄に関する処分（求令状起訴に伴うものを除く。）及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪処罰法」という。）第4章又は国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るた

めの麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（以下「麻薬特例法」という。）第5章の保全に関する処分は、次のとおり処理する。

(ア) 合議事件については、刑事部合議制に所属する裁判官のうちその事件の合議体を構成しない者が処理し、当該裁判官に差し支えがある場合は、民事部合議制に所属する裁判官が処理する。

(イ) 一人制事件については、代理順序の定めにより代理する裁判官が処理し、当該裁判官に差し支えがある場合は、裁判官松倉梨香が処理する。

オ 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第35条第1項、第42条第1項及び第94条第1項の異議の申立事件並びに第41条第2項の送付に基づく事件及び第43条第2項の通知に基づく事件は、刑事部合議制に分配する。

カ 令状事務（各種の令状請求事件、被疑者の身柄に関する処分、被疑者の国選弁護人の選任及び解任に関する処分並びに求令状起訴に伴う被告人の身柄に関する処分をいう。ただし、組織的犯罪処罰法第4章若しくは第6章又は麻薬特例法第5章若しくは第6章の規定によるもの及び医療観察事件に属するものを除く。以下同じ。）は、裁判官の申合せにより定める「大津地方裁判所、大津家庭裁判所等令状当番制」により処理する。

キ 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律による傍受の原記録の保管事務は、裁判官畠山靖が処理する。裁判官畠山靖に差し支えがある場合は、代理順序の定めにより代理する裁判官が処理し、当該裁判官に差し支えがある場合は、裁判官松倉梨香が処理する。ただし、緊急を要する場合は、在庁する当庁の裁判官が処理する。

ク 組織的犯罪処罰法第62条第1項による審査請求事件（麻薬特例法第23条により組織的犯罪処罰法第6章の規定による共助の例によるとさ

れる事件を含む。) 及び組織的犯罪処罰法第65条第1項による取消請求事件(麻薬特例法第23条により組織的犯罪処罰法第6章の規定による共助の例によるとされる事件を含む。)は、刑事部一人制に所属する裁判官に分配する。

ケ 執行猶予取消請求事件は、刑事部合議制に所属する裁判官に分配する。

コ 刑事補償請求事件、訴訟費用執行免除申立て事件、費用補償請求事件、上訴権回復の請求事件、裁判の疑義の解釈の申立て事件、裁判の執行の異議の申立て事件等、他の事件に付隨する事件は、当該他の事件の分配を受けた裁判官(当該他の事件が刑事部合議制又は民事部合議制に分配されたものであるときは、その合議制)に分配する。

サ その他の刑事事件のうち、合議事件については、刑事部合議制に分配し、一人制事件のうち、判事の権限を有しない判事補が処理できるものは刑事部合議制に所属する裁判官に、それ以外のものは刑事部一人制に所属する裁判官に分配する。

シ 医療観察事件は、次のとおり分配する。

(ア) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(以下「医療観察法」という。)第3条第1項に規定する事件、同法第76条第1項又は第2項による競合する処分の調整の申立て事件及び同法第99条第6項による連戻状の請求事件は、刑事部一人制に所属する裁判官に分配する。連戻状の請求事件について、当該裁判官に差し支えがある場合は、(イ)の例により処理する。

(イ) 医療観察法第34条第1項又は第60条第1項による鑑定入院命令については当該命令に係る申立て事件を担当する裁判官が処理する。当該裁判官に差し支えがある場合は、代理順序の定めにより代理する裁判官が処理し、当該裁判官に差し支えがある場合は、裁判官松倉梨香が処理する。ただし、緊急を要する場合は、在庁する当庁の裁判官

が処理する。

(ウ) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による審判の手続等に関する規則（以下「医療観察規則」という。）第51条第2項又は第85条第1項による鑑定入院先の指定を変更する命令については、当該命令に係る申立て事件を担当する裁判官が処理する。

(エ) 医療観察法第72条第1項による裁判官の処分に対する不服申立て事件及び同法第73条第1項による裁判所の処分に対する異議の申立て事件は刑事部合議制に分配する。

(オ) 医療観察法第41条第1項の決定があった場合は、刑事部合議制に所属する裁判官で構成する合議体が同項所定の審理及び裁判を行う。

(カ) 医療観察法第24条第2項による共助事件は、裁判官松倉梨香に分配する。

ス 次の場合の合議決定は、刑事部合議制に所属する裁判官で構成する合議体において行う。

(ア) 一人制事件として分配された事件について、合議決定をすべき場合

(イ) 支部に係属する一人制事件について、担当裁判官から合議体で審理及び裁判をするのが相当である旨の申出があった場合

(4) 刑事部の裁判官に対する裁判事務の具体的な分配は、当該部の裁判官の申合せにより定める。

(5) 差戻し事件の配分は、(1)及び(3)の定めによるほか、次のとおりとする。

ア 民事部合議制に分配すべき差戻し事件について、合議体が原判決に関与した裁判官以外の裁判官により構成することができない場合は、刑事部合議制に分配し、刑事部合議制に分配すべき差戻し事件について、合議体が原判決に関与した裁判官以外の裁判官により構成することができない場合は、民事部合議制に分配する。

イ 一人制の差戻し事件について分配を受けるべき裁判官が原裁判をしたものである場合は、次順位の裁判官に分配し、直後に受け付けた新件で調整する。次順位の裁判官がいないときは、代理順序の定めにより代理すべき裁判官に分配する。

(6) 除斥、忌避及び刑事の回避の事件は、次のとおり分配する。

ア 民事の除斥及び忌避の事件は、民事部合議制に分配する。ただし、民事部合議制で裁判所を構成することができない場合は、刑事部合議制に分配する。

イ 刑事の除斥、忌避及び回避の事件は、刑事部合議制に分配する。ただし刑事部合議制で裁判所を構成することができない場合は、民事部合議制に分配する。

ウ 医療観察規則第8条の除斥の決定に係る事件は、刑事部一人制に所属する裁判官に、平等の割合で順次分配する。ただし、分配を受けるべき裁判官が除斥の対象となる裁判官である場合は、次順位の裁判官に分配し、直後に受け付けた新件で調整する。

3 事件の移転又は回付

(1) 事件の移転

事件の移転については、次のとおりとする。

ア 関連事件が数人の裁判官に係属した場合には、関係各裁判官の協議により、当該関連事件を1人の裁判官に移すことができる。

イ 分配された事件をその裁判官で処理することが相当でない場合は、常任委員会は、申出により、当該事件を他の裁判官に移すことができる。

ウ ア及びイに定めるところにより事件を移した場合は、直後に受け付けた新件で調整する。

(2) 事件の回付

ア 本庁で処理するのが相当でない事件又は支部で処理するのが相当である

事件については、常任委員会の承認を得て、当該事件を支部に回付することができる。

イ 前項の定めにかかわらず、関連事件について関係裁判官が協議して支部に回付するとき又は管轄区域の定めに反して提起された事件を本来審理すべき支部に回付するときは、常任委員会の承認を得ることを要しない。

ウ 管轄区域の定めに反して提起された事件を受理した場合でも、相当と認めるときは、事件の全部又は一部を本庁が自ら審理及び裁判をすることができる。

4 代理順序

(1) 裁判事務の代理順序は、次のとおりとする。

ア 裁判長に差し支えがある場合は、各部の合議制のその他の裁判官（判事の権限を有しない判事補を除く。）が別紙第1に掲げる順序により代理する。

イ その他の裁判官に差し支えがある場合は、別紙第2の順序により代理する。

(2) 司法行政事務の代理順序は、次のとおりとする。

ア 所長に差し支えがある場合は、裁判官畠山靖及び裁判官池田聰介がその順序により代理する。

イ 部の事務を総括する裁判官に差し支えがある場合は、各部の合議制のその他の裁判官（判事の権限を有しない判事補を除く。）が別紙第1に掲げる順序により代理する。

(3) 緊急の必要のため、(1)及び(2)によることができない場合は、所長の指名する裁判官が代理する。

5 調停主任及び労働審判官

(1) 民事調停事件の分配を受ける裁判官を民事調停法第7条第1項の調停主任とする。

(2) 労働審判事件の分配を受ける裁判官を労働審判法第8条の労働審判官とする。

6 開廷の日割

開廷の日割は、別紙第3のとおりとする。

第2 支部

1 彦根支部

(1) 裁判官の配置

ア 彦根支部の裁判官の配置を別紙第1のとおり定める。

イ (2)イ(ウ)の令状事務については、アにより配置された裁判官のほか、本庁及び長浜支部に配置された裁判官を充てる。

(2) 事務の分配

彦根支部に属する事件は、次のとおり分配する。

ア 民事事件

(ア) 民事通常訴訟事件、手形訴訟事件及び小切手訴訟事件、保全異議申立て事件並びに保全取消申立て事件

2分の1 裁判官 川崎博司

2分の1 裁判官 千葉康一

(イ) 倒産事件、会社更生事件及び簡易確定事件

全部 裁判官 川崎博司

(ウ) 人身保護事件及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく保護命令申立て事件

全部 裁判官 川崎博司

(エ) 調停事件並びに民事、商事及び借地各非訟事件

全部 裁判官 川崎博司

(オ) 仮差押え事件及び仮処分事件

2分の1 裁判官 川崎博司

2分の1 裁判官 千葉康一

(カ) 民事執行事件

a 民事執行事件 (bに定める事件を除く。)

全部 裁判官 千葉康一

b 債権差押え事件

2分の1 裁判官 川崎博司

2分の1 裁判官 千葉康一

(キ) 執行文付与に対する異議訴訟事件、請求異議訴訟事件及び第三者異議訴訟事件に伴う強制執行停止申立て事件は、当該本案担当裁判官に分配する。

(ク) 訴え提起前の証拠保全事件

2分の1 裁判官 川崎博司

2分の1 裁判官 千葉康一

(ケ) その他の民事事件

2分の1 裁判官 川崎博司

2分の1 裁判官 千葉康一

イ 刑事事件及び医療観察事件

(ア) (イ)から(エ)までに定める事件を除く全事件

裁判官 千葉康一

(イ) 起訴後第1回公判期日前の被告人の身柄に関する処分（求令状起訴に伴うものを除く。）

裁判官 川崎博司

(ウ) 令状事務

裁判官の申合せにより定める「大津地方裁判所、大津家庭裁判所等令状当番制」により処理する。

(エ) 医療観察法第33条第1項又は第59条第1項若しくは第2項の申

立てに係る事件の受理及び鑑定入院命令に係る事件

裁判官 川崎博司

(3) 事件の回付

- ア 支部で処理するのが相当でない事件又は本庁で処理するのが相当である事件については、常任委員会の承認を得て、当該事件を本庁又は他の支部に回付することができる。
- イ 前項の定めにかかわらず、関連事件について関係裁判官が協議して本庁又は他の支部に回付するとき又は管轄区域の定めに反して申し立てられた事件を本来審理すべき本庁又は他の支部に回付するときは、常任委員会の承認を得ることを要しない。
- ウ 管轄区域の定めに反して申し立てられた事件を受理した場合でも、相当と認めるときは、事件の全部又は一部を当該支部が自ら審理及び裁判することができる。
- エ アの定めにかかわらず、支部に係属する通常民事再生事件については、当該支部と本庁民事部との協議により、常任委員会の議を経ることなく、当該通常民事再生事件を本庁に回付することができる。

(4) 代理順序

- ア 裁判事務の代理順序については、別紙第2のとおりとする。
- イ 司法行政事務について、裁判官川崎博司に差し支えがある場合は、次の裁判官が代理する。

裁判官 千葉康一

- ウ 緊急の必要のため、ア及びイに定めるところによることができない場合は、所長の指名する裁判官が代理する。

(5) 開廷の日割

開廷の日割は、別紙第3のとおりとする。

2 長浜支部

(1) 裁判官の配置

- ア 長浜支部の裁判官の配置を別紙第1のとおり定める。
- イ (2)イただし書の令状事務については、アにより配置された裁判官のほか、本庁及び彦根支部に配置された裁判官を充てる。

(2) 事務の分配

長浜支部に属する事件は、次のとおり分配する。

ア 民事事件

全部 裁判官 佐藤文子

イ 刑事事件

全部 裁判官 佐藤文子

ただし、令状事務は、裁判官の申合せにより定める「大津地方裁判所、大津家庭裁判所等令状当番制」により処理する。

(3) 事件の回付

第2の1の(3)と同じ。

(4) 代理順序

ア 裁判事務の代理順序については、別紙第2のとおりとする。

イ 司法行政事務について、裁判官佐藤文子に差し支えがある場合は、次の裁判官が代理する。

大津地方裁判所彦根支部裁判官 川崎博司

ウ 緊急の必要のため、ア及びイに定めるところによることができない場合は、所長の指名する裁判官が代理する。

(5) 開廷の日割

開廷の日割は、別紙第3のとおりとする。

第3 管内簡易裁判所

1 大津簡易裁判所

(1) 裁判官の配置

- ア 大津簡易裁判所の裁判官の配置を別紙第1のとおり定める。
- イ (2)イ(エ)の令状事務については、アにより配置された裁判官のほか、大津地方裁判所、彦根支部及び長浜支部に配置された裁判官（簡易裁判所判事の辞令を有しない裁判官を除く。）並びに管内簡易裁判所に配置された裁判官を充てる。

(2) 事務の分配

大津簡易裁判所に属する事件は、次のとおり順次分配する。

ア 民事事件

(ア) 民事訴訟事件

2分の1 裁判官 山田 陽三

2分の1 裁判官 松本 隆英

(イ) 調停事件

9分の4 裁判官 山田 陽三

9分の3 裁判官 松本 隆英

9分の2 裁判官 岸本 将嗣

(ウ) 保全事件

全部 裁判官 岸本 将嗣

(エ) 即決和解、意思表示の公示送達、公示催告事件

全部 裁判官 岸本 将嗣

(オ) 過料事件、(ア)から(エ)に定める事件以外の民事に関する事件

全部 裁判官 岸本 将嗣

イ 刑事事件

(ア) 刑事公判事件

全部 裁判官 岸本 将嗣

(イ) 刑事略式事件

a 通常略式事件

全部 裁判官 岸 本 将 嗣

b 交通切符による略式事件のうち三者即日処理方式による事件

全部 裁判官 岸 本 将 嗣

c b を除く在庁略式事件

5分の2 裁判官 山 田 陽 三

5分の3 裁判官 岸 本 将 嗣

(ウ) 略式命令に対する正式裁判事件（略式不相当事件を含む。）

全部 裁判官 松 本 隆 英

(エ) 令状事務

裁判官の申合せにより定める「大津地方裁判所、大津家庭裁判所等

令状当番制」により処理する。

(オ) 第1回公判期日前の勾留に関する处分

裁判官山田陽三が処理する。

(カ) (ア)から(オ)までに定める事件以外の刑事に関する事件

裁判官 松 本 隆 英

(3) 代理順序

ア 裁判事務の代理順序については、別紙第2のとおりとする。

イ 司法行政事務について、裁判官山田陽三に差し支えがある場合は、次の裁判官が代理する。

裁判官 松 本 隆 英

ウ 緊急の必要のため、ア及びイに定めるところによることができない場合は、所長の指名する裁判官が代理する。

(4) 開廷の日割

開廷の日割は、別に定めのあるものを除き、別紙第3のとおりとする。

2 高島簡易裁判所

(1) 裁判官の配置

高島簡易裁判所の裁判官の配置を別紙第1のとおり定める。

(2) 事務の分配

高島簡易裁判所に属する事件は、次のとおり分配する。

ア イに定める事件を除く全事件

全部 裁判官 松本 隆英

イ 公職選挙法違反事件の略式命令請求事件及び裁判官松本隆英の発した
略式命令に対する正式裁判事件（略式不相当事件を含む。）

全部 裁判官 細島 秀勝

(3) 代理順序

ア 裁判事務の代理順序については、別紙第2のとおりとする。

イ 司法行政事務について、裁判官松本隆英に差し支えがある場合は、次
の裁判官が代理する。

裁判官 細島 秀勝

ウ 緊急の必要のため、ア及びイに定めるところによることができない場
合は、所長の指名する裁判官が代理する。

(4) 開廷の日割

開廷の日割は、別紙第3のとおりとする。

3 甲賀簡易裁判所

(1) 裁判官の配置

甲賀簡易裁判所の裁判官の配置を別紙第1のとおり定める。

(2) 事務の分配

甲賀簡易裁判所に属する事件は、次のとおり分配する。

ア イに定める事件を除く全事件

全部 裁判官 岸本 将嗣

イ 公職選挙法違反事件の略式命令請求事件及び裁判官岸本将嗣の発した
略式命令に対する正式裁判事件（略式不相当事件を含む。）

全部 裁判官 松 田 誠 司

(3) 代理順序

- ア 裁判事務の代理順序については、別紙第2のとおりとする。
- イ 司法行政事務について、裁判官岸本将嗣に差し支えがある場合は、次の裁判官が代理する。

裁判官 松 田 誠 司

ウ 緊急の必要のため、ア及びイに定めるところによることができない場合は、所長の指名する裁判官が代理する。

(4) 開廷の日割

開廷の日割は、別紙第3のとおりとする。

4 彦根簡易裁判所

(1) 裁判官の配置

- ア 彦根簡易裁判所の裁判官の配置を別紙第1のとおり定める。
- イ (2)キの令状事務については、アにより配置された裁判官のほか、大津地方裁判所、彦根支部及び長浜支部に配置された裁判官（簡易裁判所判事の辞令を有しない裁判官を除く。）並びに大津簡易裁判所に配置された裁判官を充てる。

(2) 事務の分配

彦根簡易裁判所に属する事件は、次のとおり分配する。

ア 民事訴訟事件

3分の2 裁判官 永 井 俊 男

3分の1 裁判官 松 田 誠 司

イ 調停事件

全部 裁判官 永 井 俊 男

ウ 過料事件

全部 裁判官 永 井 俊 男

エ 刑事公判事件

全部 裁判官 永井俊男

オ 略式命令請求事件

全部 裁判官 永井俊男

カ 略式命令に対する正式裁判事件（略式不相当事件を含む。）

裁判官永井俊男が発した略式命令に対する正式裁判事件

全部 裁判官 千葉康一

キ 令状事務

裁判官の申合せにより定める「大津地方裁判所、大津家庭裁判所等令状当番制」により処理する。

ク アからキまでに定める事件を除く全事件

全部 裁判官 永井俊男

(3) 代理順序

ア 裁判事務の代理順序については、別紙第2のとおりとする。

イ 司法行政事務について、裁判官川崎博司に差し支えがある場合は、次の裁判官が代理する。

裁判官 千葉康一

ウ 緊急の必要のため、ア及びイに定めるところによることができない場合は、所長の指名する裁判官が代理する。

(4) 開廷の日割

開廷の日割は、別紙第3のとおりとする。

5 東近江簡易裁判所

(1) 裁判官の配置

東近江簡易裁判所の裁判官の配置を別紙第1のとおり定める。

(2) 事務の分配

東近江簡易裁判所に属する事件は、次のとおり分配する。

ア イに定める事件を除く全事件

全部 裁判官 松 田 誠 司

イ 公職選挙法違反事件の略式命令請求事件及び裁判官松田誠司の発した
略式命令に対する正式裁判事件（略式不相当事件を含む。）

全部 裁判官 岸 本 将 嗣

(3) 代理順序

ア 裁判事務の代理順序については、別紙第2のとおりとする。

イ 司法行政事務について、裁判官松田誠司に差し支えがある場合は、次
の裁判官が代理する。

裁判官 岸 本 将 嗣

ウ 緊急の必要のため、ア及びイに定めるところによることができない場
合は、所長の指名する裁判官が代理する。

(4) 開廷の日割

開廷の日割は、別紙第3のとおりとする。

6 長浜簡易裁判所

(1) 裁判官の配置

ア 長浜簡易裁判所の裁判官の配置を別紙第1のとおり定める。

イ (2)ウの令状事務については、アにより配置された裁判官のほか、大津
地方裁判所、彦根支部及び長浜支部に配置された裁判官（簡易裁判所判
事の辞令を有しない裁判官を除く。）並びに大津簡易裁判所に配置され
た裁判官を充てる。

(2) 事務の分配

長浜簡易裁判所に属する事件は、次のとおり分配する。

ア 刑事公判事件

全部 裁判官 佐 藤 文 子

イ 略式命令に対する正式裁判事件（略式不相当事件を含む。）

(ア) 裁判官佐藤文子が発した略式命令に対する正式裁判事件

全部 裁判官 永井俊男

(イ) 裁判官永井俊男が発した略式命令に対する正式裁判事件

全部 裁判官 佐藤文子

ウ 令状事務

裁判官の申合せにより定める「大津地方裁判所、大津家庭裁判所等令状当番制」により処理する。

エ アからウまでに定める事件を除く全事件

全部 裁判官 永井俊男

(3) 代理順序

ア 裁判事務の代理順序については、別紙第2のとおりとする。

イ 司法行政事務について、裁判官佐藤文子に差し支えがある場合は、次の裁判官が代理する。

裁判官 永井俊男

ウ 緊急の必要のため、ア及びイに定めるところによることができない場合は、所長の指名する裁判官が代理する。

(4) 開廷の日割

開廷の日割は、別紙第3のとおりとする。

附 則

この定めは、令和6年1月1日から施行する。

附 則

この定めは、令和6年1月16日から施行する。

附 則

この定めは、令和6年3月25日から施行する。

附 則

(別紙第1)

裁 判 官 の 配 置

第1 本庁及び支部

1 本庁

(1) 民事部

ア 合議制

池 田 聰 介

島 田 正 人

脇 田 奈 央

田野倉 真 也

松 倉 梨 香

高 橋 唯

中 村 隼 太

イ 一人制

西 田 隆 裕

細 島 秀 勝

池 田 聰 介

島 田 正 人

竹 内 る い

脇 田 奈 央

田野倉 真 也

高 橋 唯

中 村 隼 太

(2) 刑事部

ア 合議制

畠 山 靖

谷 口 真 紀

沖 敦 子

西 脇 真由子

大 嶋 真理子

松 倉 梨 香

イ 一人制

畠 山 靖

谷 口 真 紀

沖 敦 子

西 脇 真由子

大 嶋 真理子

2 支部

(1) 彦根支部

支部長 川 崎 博 司

千 葉 康 一

(2) 長浜支部

支部長 佐 藤 文 子

第2 管内簡易裁判所

1 大津簡易裁判所

司法行政事務掌理者 山 田 陽 三

松 本 隆 英

(てん補) 岸 本 将 翳

2 高島簡易裁判所

松 本 隆 英

(てん補) 細 島 秀 勝

(てん補) 山田陽三

(てん補) 岸本将嗣

3 甲賀簡易裁判所

岸本将嗣

(てん補) 松田誠司

4 彦根簡易裁判所

司法行政事務掌理者 川崎博司

千葉康一

(てん補) 永井俊男

(てん補) 松田誠司

5 東近江簡易裁判所

松田誠司

(てん補) 岸本将嗣

6 長浜簡易裁判所

司法行政事務掌理者 佐藤文子

永井俊男

(てん補) 川崎博司

(てん補) 千葉康一

(別紙第2)

裁判事務について裁判官に差し支えがある場合の代理順序

差し支えがある裁判官		代理すべき裁判官及びその代理順序
民事部 本庁	合議制を構成する裁判官	所長の指名する裁判官
	裁判官 細島 秀勝	裁判官竹内るい 裁判官池田聰介 裁判官島田正人 裁判官脇田奈央 裁判官田野倉真也
	裁判官 池田 聰介	裁判官島田正人 裁判官脇田奈央 裁判官田野倉真也
	裁判官 島田 正人	裁判官脇田奈央 裁判官田野倉真也 裁判官池田聰介
	裁判官 竹内 るい	裁判官細島秀勝 裁判官池田聰介 裁判官島田正人 裁判官脇田奈央 裁判官田野倉真也
	裁判官 脇田 奈央	裁判官池田聰介 裁判官島田正人 裁判官田野倉真也
	裁判官 田野倉真也	裁判官脇田奈央 裁判官池田聰介 裁判官島田正人
	裁判官 高橋 唯	裁判官中村隼太
	裁判官 中村 隼太	裁判官高橋 唯
	調停	裁判官脇田奈央
刑事部	合議制を構成する裁判官	裁判官高橋 唯 (右陪席裁判官は一人制の代理順序に準ずる。)
	裁判官 畑山 靖	裁判官沖 敦子 裁判官西脇真由子 裁判官大嶋真理子 裁判官谷口真紀
	裁判官 谷口 真紀	裁判官沖 敦子 裁判官大嶋真理子 裁判官西脇真由子 裁判官畠山 靖
	裁判官 沖 敦子	裁判官大嶋真理子 裁判官西脇真由子 裁判官谷口真紀 裁判官畠山 靖
	裁判官 西脇真由子	裁判官谷口真紀 裁判官沖 敦子 裁判官大嶋真理子 裁判官畠山 靖
	裁判官 大嶋真理子	裁判官西脇真由子 裁判官谷口真紀 裁判官沖 敦子 裁判官畠山 靖
支部	彦根	裁判官 川崎 博司 裁判官千葉康一 裁判官佐藤文子
		裁判官 千葉 康一 裁判官川崎博司 裁判官佐藤文子
	長浜	裁判官 佐藤 文子 裁判官川崎博司 裁判官千葉康一
管内簡易裁判所	大津	裁判官 山田 陽三 裁判官松本隆英 裁判官岸本将嗣
		裁判官 松本 隆英 裁判官山田陽三 裁判官岸本将嗣
		裁判官 岸本 将嗣 裁判官松本隆英 裁判官山田陽三
	高島	裁判官 松本 隆英 裁判官細島秀勝 裁判官山田陽三 裁判官岸本将嗣
	甲賀	裁判官 岸本 将嗣 裁判官松田誠司
	彦根	裁判官 川崎 博司 裁判官千葉康一 裁判官永井俊男 裁判官松田誠司
		裁判官 千葉 康一 裁判官永井俊男 裁判官松田誠司 裁判官川崎博司
		裁判官 永井 俊男 裁判官松田誠司 裁判官川崎博司 裁判官千葉康一
		裁判官 松田 誠司 裁判官川崎博司 裁判官千葉康一 裁判官永井俊男
	東近江	裁判官 松田 誠司 裁判官岸本将嗣
	長浜	裁判官 佐藤 文子 裁判官永井俊男 裁判官川崎博司 裁判官千葉康一
		裁判官 永井 俊男 裁判官佐藤文子 裁判官川崎博司 裁判官千葉康一

(別紙第3)

開廷の日割

裁判官等			開廷日割	
民事部	一人制	合議制		火曜日、木曜日及び隨時の金曜日
		裁判官 池田 聰介	第2及び第4の金曜日	
		裁判官 島田 正人	水曜日及び金曜日	
		裁判官 脇田 奈央	木曜日	
		裁判官 田野倉真也	火曜日及び金曜日	
	調停	裁判官 池田 聰介	隨時	
刑事部	合議制			隨時
	一人制	裁判官 畑山 靖	隨時	
		裁判官 谷口 真紀	水曜日、隨時の月曜日、火曜日、木曜日及び金曜日	
		裁判官 沖 敦子	木曜日、隨時の月曜日、火曜日、水曜日及び金曜日	
		裁判官 西脇真由子	金曜日、隨時の月曜日、火曜日、水曜日及び木曜日	
		裁判官 大嶋真理子	火曜日、隨時の月曜日、水曜日、木曜日及び金曜日	
支部	彦根	裁判官 川崎 博司	民事	水曜日
			調停	金曜日
	長浜	裁判官 千葉 康一	民事	第2及び第4木曜日、金曜日
			刑事	火曜日
管内簡易裁判所	長浜	裁判官 佐藤 文子		月曜日、水曜日、木曜日及び金曜日
	大津	裁判官 山田 陽三	民事	火曜日及び木曜日
			調停	月曜日及び水曜日
		裁判官 松本 隆英	民事	月曜日及び水曜日
			刑事	水曜日
		裁判官 岸本 将嗣	調停	金曜日
			刑事	水曜日
			調停	水曜日
			交通	月曜日
	高島	裁判官 松本 隆英		第1及び第3木曜日
		裁判官 細島 秀勝		隨時
	甲賀	裁判官 岸本 将嗣		隨時(月曜日、水曜日及び木曜日は非開廷)
		裁判官 松田 誠司		隨時
	彦根	裁判官 永井 俊男	民事	第1、第3及び第5木曜日
			刑事	
			調停	金曜日
		裁判官 松田 誠司	交通	水曜日
		裁判官 松田 誠司	民事	第2及び第4月曜日
	東近江	裁判官 松田 誠司		隨時(月曜日は非開廷)
		裁判官 岸本 将嗣		隨時
	長浜	裁判官 佐藤 文子		隨時
		裁判官 永井 俊男		月曜日及び火曜日